平成２９年（フ）第１８９８号
熊本市北区徳王１丁目８－27、開始決定時熊本県玉名市岱明町山下364－１　グリーンパーク１階Ｄ号室
破産者　小林　裕治
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８５号
大阪市西淀川区大和田２丁目４番１－1415号
破産者　静興業こと　蔭山　明彦
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９５号
兵庫県尼崎市築地５丁目10番１－310号
破産者　松木　信明
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１１号
大阪市城東区古市３－９プロムナーデ関目第５号棟第307号室、開始決定時大阪市旭区清水５丁目10番27号
破産者　高橋　令子
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２３５号
大阪市西淀川区御幣島４丁目18番18－201号
破産者　大木　依子
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４６７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地（泉南一丘団地47棟702号）、前住所大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番９－403号
破産者　岡本　和生
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４４６号
大阪市東住吉区今川８丁目４番７号、開始決定時大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目２番24号Ｓシャトレー702号
破産者　池側　主馬
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５４９号
大阪府守口市八雲中町３丁目13番32－605号
破産者　金城　　勲
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２１号
大阪府守口市南寺方南通２丁目７番21号
破産者　三木　久司
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１号
堺市北区船堂町２丁15番２－303号
破産者　ベネックスこと　土井　浩一
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４４号
堺市堺区栄橋町１丁６－５　アメニティ堺601、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町東１丁５番27号　ビガー301号
破産者　有村　元彦
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２４号
兵庫県篠山市黒岡315番地１　レオネクストセントラルささ山105号、開始決定時の住所神戸市長田区名倉町５丁目８番15号　リバーハイツ104号
破産者　東田　敦志
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０９号
神戸市西区北別府５丁目26番地の10　103号、前住所神戸市垂水区名谷町字賀市3445番地の１
破産者　廣瀬　由秋
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８２号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目21番20－505号
破産者　吉冨　好美
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５９号
奈良県生駒市西松ヶ丘12番57号　セイントヒル山中　202
破産者　宗則　了子
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３６０号
奈良県生駒市西松ヶ丘12番57号　セイントヒル山中　202
破産者　宗則　克彦
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６３号
香川県丸亀市土器町西６丁目62番地
破産者　武次　孝幸
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５１６号
北九州市八幡西区幸神３丁目５番３－404号、住民票上の住所北九州市八幡東区尾倉１丁目５番26号
破産者　新川　観月
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部